

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成23年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成23年2月10日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局常陸河川国道事務所長

児玉 好史

1 調 達 内 容

(1) 業 務 件 名

H23常陸車両管理業務（電子入札対象案件）

(2) 調 達 案 件 の 仕 様 等

入札説明書による

(3) 履 行 期 間

平成23年4月1日から平成24年

3月31日まで

(4) 履 行 場 所

常陸河川国道事務所管内外（詳細は入札説明書による）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（単価の合計）に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

単価の合計とは、H23常陸車両管理業務仕様書の別表の各構成比率にもとづく種別の単価を合計し算出する。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99

条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(6) 電子入札システムの利用

本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下「証明書等」）の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のAからD等級のいずれかに格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

(3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（(2)の書類を提出している者を除く）

(4) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 関東地方整備局管内に本店又は支店・営業所のあること。

(6) 電子入札システムによる場合は、電子認証
(ICカード)を取得していること。

(7) 本業務に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として、申請書及び資料を提出することはできない。

(8) 下記①～③のいずれかの資格を有する車両管理責任者を配置できることを証明したもの。

① 道路交通法第74条の3に定める安全運転管理者の選任を受け運転管理の1年以上の実務経験を有する者。

② 3年以上の運転管理の実務経験を有する者。

③ 道路運送法又は貨物自動車運送事業法に基づく、1年以上の運行管理者の実務経験を有する者。

(9) 車両管理責任者代理(以下「代理」という)を1名以上定めること。

なお、代理は(8)①～③と同等の資格を有することを証明した者であること。

また、(10)で定める車両管理員を複数者配置する予定の業務の場合、車両管理員と兼務することも可能とするが、その場合は、その中の1名のみ兼務を認めるものとする。ただし、車両管理員と兼務する場合、運行中は代理としての業務は行えないものとする。

(10) 車両管理員は、下記①～⑥の資格を満たすこと。

① 平成18年4月1日以降に自動車の運転を業務としていたa)又はb)の実務経験を有すること。

a) 人員輸送の業務経験を1年以上有する者。

(平成23年3月31日現在で1年を経過する者を含む)

b) a)以外の運転業務経験を3年以上有する者。

② 普通自動車運転免許(A T限定は除く)を取得し、免許を受けていた期間が3年以上の者。

③ 年齢が65歳未満の者。(平成23年4

月 1 日 現 在)

- ④ 車 両 の 運 転 等 に 支 障 が な い 健 康 状 態 で あ
る こと を 証 明 で き る 者 。 な お 、 証 明 と は
医 師 に よ る 健 康 診 断 書 等 に 基 づ く 受 注 者
の 誓 約 書 に よ る 証 明 を い う 。
- ⑤ 大 型 自 動 車 運 転 免 許 を 取 得 し 、 免 許 を 受
け て い た 期 間 が 3 年 以 上 の 者 。
- ⑥ 災 害 時 に は 、 6 0 分 以 内 に 事 務 所 車 両 を
7 台 、 那 珂 川 上 流 出 張 所 に 1 台 、 日 立 国
道 出 張 所 に 1 台 、 鹿 嶋 国 道 出 張 所 に 1 台 、
計 1 0 台 を 運 行 で き る 体 制 を と る も の と
す る 。 な お 、 運 行 で き る 体 制 と は 、 車 両
管 理 員 が 事 務 所 車 庫 又 は 出 張 所 車 庫 へ 出
勤 す る ま で と し 、 時 間 は 3 0 k m を 1 時
間 で 算 出 し た 値 と す る 。

上 記 ① ～ ⑥ の 条 件 を 確 認 す る た め 、 落 札 予 定
者 は 、 運 転 免 許 証 の 複 写 等 を 3 月 2 5 日 (金)
ま で に 提 出 し 、 確 認 を 受 け る も の と す る 。

な お 、 常 に 運 行 で き る 体 制 を と る べ き 台 数
は 、 1 0 台 と す る 。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子入札システムのURL、入札書の提出

場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム

国土交通省電子入札システム <http://www.e-b>

[isc.go.jp/](http://www.e-bisc.go.jp/)

〒310-0851

茨城県水戸市千波町1962-2

関東地方整備局 常陸河川国道事務所

経理課 契約係

電話 029-240-4062 内 225

(2) 紙入札方式による入札書の提出場所、契約

条項を示す場所及び問い合わせ先

(1)の問い合わせ先に同じ

(3) 入札説明書の交付場所及び交付方法

① 上記(1)の問い合わせ先で交付する。

② 希望者には、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(4) 電子入札システムによる入札書類データ

(証明書等) の提出期限、及び紙入札による
証明書等の提出期限

平成 23 年 2 月 21 日 (月) 12 時 00 分

(5) 電子入札システムによる入札書の提出期限、

及び紙入札による入札書の提出期限

平成 23 年 3 月 4 日 (金) 12 時 00 分

(6) 開札の日時及び場所

平成 23 年 3 月 7 日 (月) 10 時 00 分

関東地方整備局 常陸河川国道事務所 入札室

(7) 契約締結日及び履行は平成 23 年 4 月 1 日

からとする。ただし、4 月 1 日までに平成 23
年度予算 (暫定予算を含む。) が成立しな
かった場合は、契約締結日は 4 月 2 日以降、
予算が成立した日とする。

(8) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計

上されているときは全額の契約とするが、予
算措置が全額計上されていないときは全体の
契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契
約とする。

(9) 本業務の予定価格の作成にあたっては、平成22年度労務単価を用いた積算価格を適用する予定である。なお、平成23年度労務単価が改訂されても変更は行わないものとする。ただし、開札日7日前時点までに平成23年度労務単価が策定され公表された場合は、平成23年度労務単価を適用する。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金
免除。

(3) 入札者に要求される事項

(a) 電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）を上記3（4）の提出期限までに、上記3（1）に示すURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を上記3（4）の提出期限ま

でに、上記3(2)に示す場所に提出しなければならない。

なお、(a),(b)いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め

られるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 詳細は入札説明書による。